

## 教職教育の現状と課題

宮本友弘<sup>1)</sup> 山口 満<sup>1)</sup>

### Actual Condition and Problems of the Teacher-Training Course at Biwako Seikei Sport College

Tomohiro MIYAMOTO Mitsuru YAMAGUCHI

#### Abstract

Biwako Seikei Sport College has an accredited teacher-training course for junior and senior high school in health and physical education. There are a great number of applicants for teaching posts in our college and about 70% of students have been taking this course every year since its establishment in 2003. Only few of them, however, can become teachers. There also have been discussions about teacher education among faculties in our college and we have not established a consensus yet. Many problems have been emerging from such a situation. The purpose of the paper is to examine actual conditions and problems and propose the point of view toward improvement of the teacher-training course. At first, we described the actual conditions of this course in terms of learning process (participants, curriculum, and classes), learning results (teacher adoption), and management. Secondly, we compared the actual conditions of our course with those of other sport colleges and universities based on data obtained from a mail survey and characterized the actual conditions of our course. Finally, we clarified problems from these findings and discussed their solutions. Further we proposed a future policy for teacher education in our college.

Key words : Teacher Education, Teacher-Training Course, Actual Condition and Problems, Improvement

---

1) 生涯スポーツ学科

## 1 はじめに

びわこ成蹊スポーツ大学は、設置認可と同時に中・高一種免許（保健体育）の課程認定を受けた。本学に教職課程を置くことの本来的な意義は、「大学における教員養成」及び「開放性の教員養成」という戦後教員養成の二大原則にある。すなわち、「我が国の教員養成は、戦前、師範学校や高等師範学校等の教員養成を目的とする専門の学校で行うことを基本としていたが、戦後、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的として、教員養成の教育は大学で行うこととした（「大学における教員養成」の原則）。また、国立・公立・私立のいずれの大学でも、教員免許状取得に必要な所要の単位に係る科目を開設し、学生に履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わることができることとした（「開放制の教員養成」の原則）」（中央教育審議会、2006、p.7）。本学は建学理念として、さまざまなスポーツに関連する「豊かな教養と高度な専門性を有する人材の育成」を掲げているが、保健体育科教員は学校教育におけるスポーツを担う人材にほかならない。かくして、課程認定大学としての社会的責務、そして、建学理念からも、教員養成は本学が取り組むべき重要な課題といえる。

設置申請時の構想では、生涯スポーツ学科学校スポーツコースの専攻者を中心に教員養成を図ることとし、「教職に関する科目」でもある保健体育科の指導法に関する科目が同コースの専門科目としても設定され、カリキュラム上でも配慮がなされた<sup>1)</sup>。しかしながら、実際には後述するように、本学入学者の大半が教員免許取得を志望し、開学以来この5年間、毎年、約7割の学生が教職課程を履修している。学部単位の入試を行っていることから、特定の学科・コース以外の学生が、教職への意志と努力があるにもかかわらず、在学中の4年間に教員免許を取得することが

できないような仕組みをつくることは、制度的にも倫理的にも許されるものではない。とはいえ、学生の約7割を占める大集団に対応するかが、本学教職課程のこれまでの取り組みを左右し、さまざまな問題の起因にもなっている。

一方、ここ数年、教員養成や免許制度の改革に対する社会的要請が高まっている。中央教育審議会（2006）の「今後の教員養成・免許制度の在り方（答申）」によれば、教員養成の現状と課題として、①教員養成に対する明確な理念の追求・確立がなされていない大学があるなど、学生に身に付けさせるべき資質能力についての理解が十分でないこと、②教職課程が専門職業人たる教員の養成を目的とするという認識が、大学教員の間に共有されていないため、教職課程の組織編制やカリキュラム編成が、十分にされていないこと、③学校現場が抱える課題に十分対応した授業ではない、指導方法が講義中心、教職経験者が授業に当たっている例も少ないなど、実践的指導力の育成が十分でないことが挙げられている。そして、①教職課程の質的水準の向上（「教職実践演習」（仮）の新設・必修化等）、②「教職大学院」制度の創設、③教員免許更新制の導入を柱にした改革案が打ち出された。これらの改革案は、従前の「開放制」原則下で教員養成を行ってきた「大学」に対して、今後の教員の資質確保に関する「責任ある主体」であることを要請したものと見える（岩田、2007）。加えて、新学習指導要領の実施に際し、「中学校体育における武道・ダンスの必修化」への対応など、保健体育科教員固有の課題も新たな局面を迎えつつある。

以上を踏まえ、本稿では、本学教職課程の今後の在り方について検討してみたい。なお、本学では、教職課程専任教員として筆者ら2名が配置され、「教職に関する科目」を担当している。ここでは、同科目の状況を中心に検討を進める。具体的には、まず、本学教職課程の現状について、履修者数、授業、教員

採用、及び、運営体制といった観点から述べる。次に、いくつかの体育系大学に対して実施した質問紙調査の結果、及び、各大学から取り寄せた資料から、他大学と比較して本学教職課程の現状がどのように特徴づけられるか考察する。最後に、現状に対する考察から導き出される本学教職課程の課題を明確化し、課題解決のための今後の展望を論じる。

## 2 本学教職課程の現状

### (1) 学生の履修状況

#### 1) 履修の背景

文部科学省によれば、表1に示す通り、2007年4月1日の時点で、保健体育の中一種免許は122大学127学部、高一種免許は123大学128学部において取得でき、そのうち私立

大学が占める割合は、中一種免許が大学数52.5%、学部数54.3%、高一種免許が大学数52.8%、学部数54.7%である。主要5教科に比べて大学数・学部数ともに少なく、また、私立大学の比率もとくに国語、社会、英語の文科系教科に比べ低い。このことは、保健体育科教員養成を担う課程認定大学として本学の役割と責務が決して軽視し得ないことと同時に、保健体育科教員を志望する高校生にとって、本学が有力な進学先の一つであることを示唆するものでもある。

実際、現時点（2007年度）での教職課程履修者（予定者も含む）を対象にアンケート調査を行った結果、いずれの学年においても、約6、7割が「教員免許を取得できること」が本学の受験動機となっている（表2）。

表1 保健体育及び主要5教科の中・高一種免許の取得できる大学数と学部数（2007年4月1日現在）

|      |      |    | 大学   |     |      |     | 学部   |     |      |     |
|------|------|----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
|      |      |    | 国立   | 公立  | 私立   | 計   | 国立   | 公立  | 私立   | 計   |
| 中学一種 | 保健体育 | 度数 | 56   | 2   | 64   | 122 | 56   | 2   | 69   | 127 |
|      |      | %  | 45.9 | 1.6 | 52.5 |     | 44.1 | 1.6 | 54.3 |     |
|      | 国語   | 度数 | 62   | 14  | 156  | 232 | 84   | 15  | 170  | 269 |
|      |      | %  | 26.7 | 6.0 | 67.2 |     | 31.2 | 5.6 | 63.2 |     |
|      | 数学   | 度数 | 65   | 6   | 74   | 145 | 96   | 8   | 108  | 212 |
|      |      | %  | 44.8 | 4.1 | 51.0 |     | 45.3 | 3.8 | 50.9 |     |
|      | 理科   | 度数 | 64   | 11  | 76   | 151 | 121  | 15  | 125  | 261 |
|      |      | %  | 42.4 | 7.3 | 50.3 |     | 46.4 | 5.7 | 47.9 |     |
|      | 社会   | 度数 | 63   | 19  | 249  | 331 | 133  | 32  | 546  | 711 |
|      |      | %  | 19.0 | 5.7 | 75.2 |     | 18.7 | 4.5 | 76.8 |     |
|      | 英語   | 度数 | 64   | 19  | 228  | 311 | 90   | 22  | 273  | 385 |
|      |      | %  | 20.6 | 6.1 | 73.3 |     | 23.4 | 5.7 | 70.9 |     |
| 高校一種 | 保健体育 | 度数 | 56   | 2   | 65   | 123 | 56   | 2   | 70   | 128 |
|      |      | %  | 45.5 | 1.6 | 52.8 |     | 43.8 | 1.6 | 54.7 |     |
|      | 国語   | 度数 | 62   | 16  | 154  | 232 | 84   | 17  | 168  | 269 |
|      |      | %  | 26.7 | 6.9 | 66.4 |     | 31.2 | 6.3 | 62.5 |     |
|      | 数学   | 度数 | 66   | 8   | 76   | 150 | 104  | 10  | 113  | 227 |
|      |      | %  | 44.0 | 5.3 | 50.7 |     | 45.8 | 4.4 | 49.8 |     |
|      | 理科   | 度数 | 66   | 14  | 85   | 165 | 148  | 21  | 137  | 306 |
|      |      | %  | 40.0 | 8.5 | 51.5 |     | 48.4 | 6.9 | 44.8 |     |
|      | 地理歴史 | 度数 | 63   | 16  | 178  | 257 | 115  | 26  | 374  | 515 |
|      |      | %  | 24.5 | 6.2 | 69.3 |     | 22.3 | 5.0 | 72.6 |     |
|      | 公民   | 度数 | 63   | 22  | 260  | 345 | 138  | 38  | 563  | 739 |
|      |      | %  | 18.3 | 6.4 | 75.4 |     | 18.7 | 5.1 | 76.2 |     |
|      | 英語   | 度数 | 64   | 22  | 230  | 316 | 91   | 25  | 275  | 391 |
|      |      | %  | 20.3 | 7.0 | 72.8 |     | 23.3 | 6.4 | 70.3 |     |

注 文部科学省発表資料 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/daigaku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/index.htm))に基づき、筆者らが作成。

表2 「教員免許が取れなくても本学を受験したか」の教職課程履修者の回答

| 学年\受験意志 |    | 受験した | たぶん<br>受験した | たぶん<br>受験しなかった | 受験しなかった | 計   |
|---------|----|------|-------------|----------------|---------|-----|
| 4年      | 度数 | 32   | 35          | 42             | 57      | 166 |
|         | %  | 19.3 | 21.1        | 25.3           | 34.3    |     |
| 3年      | 度数 | 27   | 13          | 31             | 50      | 121 |
|         | %  | 22.3 | 10.7        | 25.6           | 41.3    |     |
| 2年      | 度数 | 17   | 12          | 25             | 46      | 100 |
|         | %  | 17.0 | 12.0        | 25.0           | 46.0    |     |
| 1年      | 度数 | 30   | 27          | 42             | 114     | 213 |
|         | %  | 14.1 | 12.7        | 19.7           | 53.5    |     |
| 計       | 度数 | 106  | 87          | 140            | 267     | 600 |
|         | %  | 17.7 | 14.5        | 23.3           | 44.5    |     |

注 1年生は教職課程履修予定者

表3 担当者別の「教職に関する科目」の科目数

| 科目区分                  | 教職課程専任教員<br>担当 |    | 他の専任教員<br>担当 |    | 非常勤<br>担当 |    | 計  |
|-----------------------|----------------|----|--------------|----|-----------|----|----|
|                       | 必修             | 選択 | 必修           | 選択 | 必修        | 選択 |    |
| 教職の意義等                | 1              |    |              | 1  |           |    | 2  |
| 教育の基礎理論               | 2              |    |              |    |           | 2  | 4  |
| 教育課程及び指導法             | 4              |    | 1            | 3  |           |    | 8  |
| 生徒指導, 教育相談<br>及び進路指導等 | 2              | 1  |              |    |           |    | 3  |
| 総合演習                  | 1              |    |              |    |           |    | 1  |
| 教育実習                  | 3              |    |              |    |           |    | 3  |
| 計                     | 13             | 1  | 1            | 4  | 0         | 2  | 21 |

表4 「教職に関する科目」(必修)の履修人数

| 授業科目      | 03年度 | 04年度 | 05年度 | 06年度 | 07年度 | 平均    |
|-----------|------|------|------|------|------|-------|
| 教職入門      |      | 187  | 224  | 192  | 174  | 194.3 |
| 現代教育論     | 155  | 228  | 193  | 213  | 202  | 198.2 |
| 教育心理学     |      | 191  | 230  | 186  | 180  | 196.8 |
| 教育課程論     |      | 189  | 190  | 198  | 173  | 187.5 |
| 道徳の指導法    |      | 185  | 232  | 202  | 178  | 199.3 |
| 特別活動論     |      |      | 189  | 188  | 170  | 182.3 |
| 教育方法論     |      | 206  | 208  | 214  | 192  | 205.0 |
| 生徒・進路指導論  |      | 187  | 221  | 193  | 177  | 194.5 |
| 学校カウンセリング |      |      | 197  | 178  | 172  | 182.3 |

注 網掛け部分は、同セメスター時に2コマ開講して履修希望者を二分して受講させた科目で、履修人数は両者の合計。また、「教育課程論」は3年次編入生用に開講した授業の履修人数も含む。なお、「現代教育論」「教育方法論」の修得単位は一般教養科目の単位に算入できる。

## 2) 教職科目の履修人数

表3に示す通り、本学の「教職に関する科目」は21科目から構成され、そのうち、必修科目が14科目、選択科目が7科目である。筆者らは、必修13科目、選択1科目を担当している<sup>2)</sup>。また、学校スポーツコースに所属する教員が、保健体育科の指導法に関する4つ

の科目(必修1科目、選択3科目)を担当している。ただし、同科目群とコース専門科目が重複しているため、選択3科目については、コース外の学生には非常勤講師による授業を割り当ててきた(2007年度からは解消されている)。同スポーツコースの統括者が教務委員長にあり、こうした処置を強行した。

表4は、過去5年間における「総合演習」と教育実習関連科目を除いた、筆者らが担当する必修科目の履修人数を示したものである。先述したように、在学生の約7割が教員免許取得を志望しているため、いずれの科目も平均180名以上の履修者となっている。

(2) 授業の状況

1) 低い授業評価とその改善

上記したように、筆者らの担当する科目は履修人数が平均180名以上であるため、大教室での一斉授業となっている。総じて、教員による一方的な説明や学生へのフィードバック

の不足など、こうした授業の一般的な短所があらわになっており、学生による授業評価も低い(宮本・山口, 2006)。

講義科目に対する学生による授業評価アンケートを本格的に開始した2005年度後期から2007年度前期までの4セメスター分のデータについて、筆者らが担当する教職科目(必修)とそれ以外の科目で集計した結果を図1に示す。いずれの評定項目(4段階評定)も、教職科目の評価が低い。また、「教員の熱意・意欲」「(私語などの)妨害行動の慎み」は肯定的な評定値である3を超えているが、それ以外は下回っている。

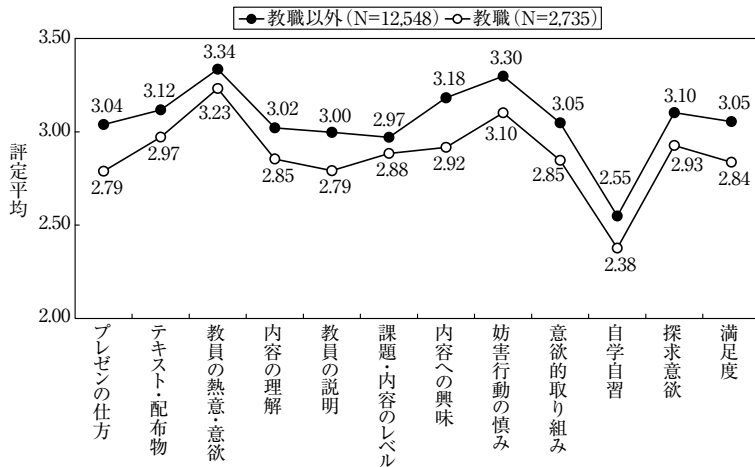


図1 「教職に関する科目」とそれ以外の授業評価結果の比較

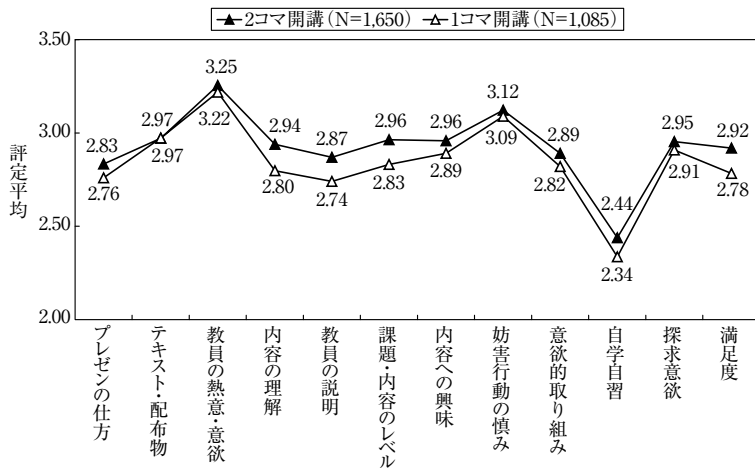


図2 「教職に関する科目」における2コマ開講科目と1コマ開講科目の授業評価結果の比較



授業の改善として、まずは少人数化が必要と判断し、時間割の許す範囲で同一科目の2コマ開講を実施した(表4参照)。過去4セメスター分の授業評価アンケートのデータについて、1コマ開講授業と2コマ開講授業で集計した結果を図2に示す。いずれの項目も2コマ開講授業の評価が高い。両授業群の履修学生を独立とみなし、また、有意水準を0.1%と厳しく設定してt検定(両側検定)を行った結果、「内容の理解」「教員の説明」「課題・内容のレベル」、及び、「満足度」の4項目において、2コマ開講授業が1コマ開講授業よりも有意に高い評価であった。少人数化によって、とくに「授業内容の理解」に関する側面が改善されたといえる。

## 2) 「総合演習」における課題探求型学習の試み

「総合演習」は、1998年の教育職員免許法の一部改正によって「教職に関する科目」の1科目(必修)として新たに設けられたものであるが、その目標や内容について、教育職員免許法施行規則に、「総合演習は、人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかわる課題のうち1以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする」と述べられている。

こうした趣旨を踏まえて、同科目の開講が始まった2005年度から、本学の所在する「近江」(滋賀県)を題材に課題探求型の学習を試みている。具体的には、「近江学研究」という学際的テーマを設定し、学生主導のグループ研究活動を中心に次のような授業展開を図っている。①4、5名からなるグループを形成する、②グループごとに近江の自然、歴史、文化等に関するテーマを自由に設定させる、③グループの研究活動として文献研究とフィールドワーク(現地調査やアンケート調査等)を行う、④中間発表会、最終発表会を設け、グループの研究結果を2回プレゼンテーションさせる、⑤グループの研究結果をグ

ループレポートとしてまとめ、また、研究成果をどのように授業に活用できるかについて個人レポートとしてまとめる、⑥グループレポートは、研究報告集(「近江学研究」)に集録し、学内外に配布する。

以上のような身近にある日本有数の自然、歴史、文化を自らが掘り下げる作業は、学生の知的好奇心を喚起し、多様かつユニークな研究テーマを設定して、積極的にフィールドワークに取り組んでいる(資料に研究テーマ一覧を示す)。また、研究報告集として、自らの学習成果を具体物にすることが、学生の達成感を高めてもいるようである。

なお、本取り組みに対しては、「近江聖人・中江藤樹記念館」より図書(42冊)の寄贈を受けるなど、地域住民の理解・協力が得られている。また、2005年度は本学の共同研究費、2006年度からは「私立大学教育研究高度化推進特別補助」からの援助を受け、図書館に近江学関係図書を毎年整備し(総計646冊)、学生に提供している。

## 3) 介護等体験と教育実習

中学校教員免許取得に義務づけられている「介護等体験」、及び、教育実習に関する科目である「教育実習指導」(1単位)、「教育実習Ⅰ」(4単位、実習期間:3週間以上)、「教育実習Ⅱ」(2単位、実習期間:2週間以上)については、2004年度に「教育実習等委員会」が組織され、筆者らが委員長・副委員長となり、その運営にあっている。

なお、本学では、介護等体験は3年次後期、教育実習は4年次に参加するが、その参加要件として、3年次前期までに、「法と生活(日本国憲法)」「教職入門」「教育心理学」「教育課程論」「保健体育科教育法Ⅰ」「道徳の指導法」「生徒・進路指導論」の7科目を履修済みであることとしている。

### ①介護等体験の状況

これまでの介護等体験の参加者数を表5に示す。介護等体験の事前指導として、3年次前期に5回程度の授業時間を特別に設定し、

社会福祉施設、及び、特別支援学校から専門家を1名ずつ招き、ガイダンスを行ってもらっている。また、体験の期間中は、教育実習等委員会の委員が体験先のいくつかを巡回訪問し、学生の様子を把握するよう努めている。これまで、本学学生は、総じて、体験先から高い評価を受けている。

なお、事前指導については一層の充実を図るために、2007年度からの新カリキュラムにおいて、介護等体験の事前ガイダンスを目的にした「福祉と介護」、及び、特別支援教育に対する理解を深めることを目的にした「特別支援教育論」の2科目を「教科又は教職に関する科目」の中に新設した。

②教育実習の状況

これまでの教育実習の参加者数を表5に示す。本学では母校実習を原則としているため、実習先を地域別にみると(表6)、2006年度、

2007年度ともに、近畿地方に集中し、全体の約7割を占めている。

教育実習の事前事後指導は、授業科目「教育実習指導」として行われている。まず、事前指導は、実習直前の4月に5日間の集中授業として実施している。主な内容は、実習参加にあたっての心得やマナー等の諸注意、事務的手続き、教育委員会等から招いた専門家による講演、指導案作成の演習等から構成されている。また、事後指導はほぼ全員の実習が終了する11月に1時間の授業として実施している。主な内容は、数名の学生代表者が教育実習体験をプレゼンテーションし、それを題材にしてディスカッションを行いながら各

表5 介護等体験と教育実習の参加人数

|       | 05年度 | 06年度 | 07年度 |
|-------|------|------|------|
| 介護等体験 | 125  | 142  | 173  |
| 教育実習  | —    | 178  | 175  |

表6 地域別の教育実習校数

| 年度   | 地域     | 学校種 |    |     | 計 (%)     |           |
|------|--------|-----|----|-----|-----------|-----------|
|      |        | 中学校 | 高校 | その他 |           |           |
| 06年度 | 北海道・東北 | 1   | 2  | 0   | 3 (1.7)   |           |
|      | 関東     | 0   | 4  | 0   | 4 (2.2)   |           |
|      | 中部     | 7   | 16 | 0   | 23 (12.9) |           |
|      | 近畿     | 大阪  | 13 | 29  | 0         | 42 (23.6) |
|      |        | 滋賀  | 8  | 25  | 0         | 33 (18.5) |
|      |        | 京都  | 9  | 23  | 0         | 32 (18.0) |
|      |        | 兵庫  | 5  | 10  | 0         | 15 (8.4)  |
|      | その他    | 1   | 2  | 0   | 3 (1.7)   |           |
|      | 四国     | 0   | 4  | 0   | 4 (2.2)   |           |
|      | 中国     | 3   | 7  | 0   | 10 (5.6)  |           |
|      | 九州・沖縄  | 2   | 7  | 0   | 9 (5.1)   |           |
| 計    | 49     | 129 | 0  | 178 |           |           |
| 07年度 | 北海道・東北 | 0   | 5  | 0   | 5 (2.9)   |           |
|      | 関東     | 1   | 3  | 0   | 4 (2.3)   |           |
|      | 中部     | 6   | 19 | 0   | 25 (14.3) |           |
|      | 近畿     | 滋賀  | 12 | 26  | 0         | 38 (21.7) |
|      |        | 大阪  | 14 | 18  | 0         | 32 (18.3) |
|      |        | 京都  | 6  | 15  | 1         | 22 (12.6) |
|      |        | 兵庫  | 3  | 15  | 0         | 18 (10.3) |
|      | その他    | 1   | 6  | 0   | 7 (4.0)   |           |
|      | 四国     | 1   | 5  | 0   | 6 (3.4)   |           |
|      | 中国     | 0   | 9  | 0   | 9 (5.1)   |           |
|      | 九州・沖縄  | 1   | 8  | 0   | 9 (5.1)   |           |
| 計    | 45     | 129 | 1  | 175 |           |           |

注 学校種の「その他」は特別支援学校等。

自の教育実習体験を振り返らせ、レポートにまとめさせている。その際、若手の現職教員を招き、今後教員を目指す上でどのような学習が必要かについて講演してもらっている。

教育実習中の訪問指導については、①近隣地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、福井県、石川県、岐阜県、愛知県）についてはすべて訪問する、②その他の地域は実習校からの要請がある場合は必ず訪問することを基本方針としながらも、できるだけ多くの実習校に訪問するようにしている。また、訪問指導の実施にあたっては、ゼミ担当教員の協力を得ることができ、各自のゼミに所属する学生を訪問してもらっている。都合がつかない場合は、教職課程専任教員等が代わりに訪問している。2006年度、2007年度ともに9割以上の実習校を訪問した。ちなみに、大前（2006）によれば、阪神地区私立大学教職課程研究連絡協議会の会員大学（52校）の25.5%がすべての実習校で訪問指導を行っている。

授業科目としての「教育実習Ⅰ・Ⅱ」の最終的な成績評価は、教育実習等委員会が、実習校からの評価、及び、学生が実習中に作成する「教育実習記録」や指導案を精査して行っている。なお、実習校からは、とくに、指導案の作成や板書等の授業スキルのトレーニング不足を指摘する意見が相当数寄せられている。

### (3) 教員採用の状況

第一期生（2006年度卒業）254名のうち160名（63.0%）が中一種免許、177名（69.7%）が高一種免許を取得し、第二期生248名のうち153名（61.7%）が中一種免許、170名（68.5%）が高一種免許の取得を予定している。しかしながら、教員採用試験の受験者は第一期生が89名、第二期生が81名であった。このことから、教員免許取得者は在学生の約7割を占めているものの、実際に教職に就くことを志望している学生は、その半数程度といえる。

教員採用試験の最終合格者は第一期生が高校1名、中学校1名、小学校1名<sup>3)</sup>、特別支援学校2名の計5名、第二期生は中学校4名、小学校1名、特別支援学校1名の計6名であった。第一期生については、教職就職者の卒業生比率を表7に示した。公立学校の専任教職員は1.97%とわずかであるが、非常勤教職員は16.54%であった。表7には比較のため、体育大学協議会の加盟大学のうち、データを公表している17大学（本学も含む）の教職就職者の卒業生比率を算出し、その分布状況を示した。専任教職員のうち、公立学校については中央値が1.40%で、本学の1.97%は第7位である。私立学校については、本学はゼロであるが、全体的に卒業生比率は低い。非常勤教職員については中央値が11.80%で、本学の16.54%は第4位である。このことから、非常勤も含めて教職に就くことは難しいが、他の体育系大学と比較した場合、本学の状況

表7 2006度における教職就職者数と卒業生比率（%）

|                         | 専任教職員 |      | 非常勤教職員 |       |
|-------------------------|-------|------|--------|-------|
|                         | 公立学校  | 私立学校 |        |       |
| びわこ成蹊スポーツ大学<br>(N=254)  | 度数    | 5    | 0      | 42    |
|                         | %     | 1.97 | 0.00   | 16.54 |
| 体育系17大学の<br>卒業生比率（%）の分布 | 平均    | 2.01 | 1.09   | 10.67 |
|                         | SD    | 1.84 | 1.17   | 6.45  |
|                         | 中央値   | 1.40 | 0.78   | 11.80 |
|                         | 4分範囲  | 2.02 | 1.14   | 10.36 |
|                         | 最大値   | 6.10 | 4.48   | 21.92 |
|                         | 最小値   | 0.00 | 0.00   | 0.00  |



が著しく悪いとはいえない。

#### (4) 教職課程の運営体制

先述したように、本学には教育実習等委員会が設置されているが、これまで、介護等体験と教育実習の企画・立案・実施を主な任務とし、教職課程全体の運営や改善、全学的な教職指導に対する役割や権限は不明瞭であった。また、本学の全学的なカリキュラムや履修指導については教務委員会と教務課が担ってきたが、専門課程が優先され、教職課程についての検討が十分になされてきたとは言い難い。2007年度からは、教育実習等委員会は、教務委員会の小委員会として位置づけられ、ようやく両者の連携協力が始まりつつある。

一方、これまで教職課程専任教員と保健体育科の指導法に関する科目を担当する学校スポーツコース所属教員との連携協力は十分ではなかった。全学的な教員養成と、コースの専門教育としての教員養成という「二重構造」を解消するためには、両者による十分な議論が必要であるが、そうした場合は組織的には設定されてこなかった。

現在、教育実習等委員会は、教職課程専任教員と学校スポーツコース所属教員を中心に構成され、教職課程全体の運営や改善、全学的な教職指導の検討も行いつつある。

### 3 他大学との比較でみた本学教職課程の特色

#### (1) 他大学を対象にしたアンケートについて

本研究は、既に「1 はじめ」のところで指摘されているように、本学における教職課程教育の現状を「教職に関する科目」を中心にして、履修者数、授業、教育実習、総合演習、教員採用、運営体制などの実態に即して分析し、問題点の所在、今後重点的に取り組むべき課題および課題解決の方向性を明らかにすることを目的としている。この目的を達成するために、次のような2つの方法を採用している。その一つは、履修者数の年度別、

科目別変化、学生の「教職に関する科目」に対する意識や授業評価の実態、教育実習校の地域別分布、教員採用や教職への就職の実績等についてこれまで我々が収集し、蓄積してきたデータを効果的に活用することである。具体的なデータに基づく客観的で実証的な分析と論旨の展開を期するとともに、開学以来5年を経た現時点で、教職教育についてこれまで集積してきた貴重なデータを整理し、公にしておきたいと考えている。

もう一つは、私立の体育系大学・学部を対象にした教職課程の運営に関する簡単なアンケート調査を実施することである。そこから得られたデータに基づいて、本学における教職課程の教育と運営の実態を比較検討し、相対化することを試みたいと考えている。比較と相対化の視点を入れることによって、本学の教職課程の教育や運営について中にいるだけでは気がつかない問題点や特色を発見することができるかもしれない。さらに、課題解決のヒントや手がかりを得ることができるかもしれないと期待している。前項「2 本学教職課程の現状」で明らかにされている事柄に新しい視点からの解釈と意味を与えることができることを期待している。

さて、こうしたねらいをもって実施したアンケート調査について、簡潔に説明しておきたい。

・調査対象：2007年度体育大学協議会加盟の17大学のうち、国立大学法人の2大学および本学を除く14大学。学部の教務課宛にアンケート等を送付した。

・調査時期：2007年8月1日付で各学部の教務課宛に「教養教育と教職課程に関するアンケート」および「資料提供に関するお願い」を送付した。9月13日付で、それまでに回答が得られていない大学に「再度のお願い」を送付した。

・回答のあった学部数：9つの体育学部・スポーツ科学部。そのうち7学部からアンケートへの回答と履修の手引および講義要項等

が得られた。他の2学部からはアンケートへの回答が得られなかった(資料のみ)。

・調査項目：①教職課程の「教職に関する科目」の担当者数について。②学内に教職課程専任教員の組織(教職センターなど)があるかどうか。③教職課程履修のための要件・条件が設けられているかどうか。④教育実習校への訪問指導はどのような方針で行われているか。⑤誰が訪問指導を担当しているのか。⑥2006年度卒業生の教員免許状取得者数および教職就職者数。

いずれも本学における教職課程の運営にとって重要な意味のある問題であり、今後の改善のポイントになる事項であると判断して上記の6項目を設定した。

・アンケートへの回答の取扱いについて：大学・学部の教職課程の実態の違いや回答者の設問に対する理解の仕方の違いを反映して設問の意味が必ずしも正確に伝わっていないと思われる回答も含まれているが、できるだけ得られた回答を忠実に記載し、紹介するという方針で表8・表9・表10・表11に回答結果を示した。履修の手引と講義要項については、参考とするに留めた。

わずか7大学・学部から得られたデータであるが、私立の体育系大学・学部における教職課程の教育と運営の一端が浮かび上がってきており、本学における教職課程のあり方を考える上で意味のある情報が提供されていると考えている。

## (2) 「教職に関する科目」の担当者数について

「貴学部の教職課程の「教職に関する科目」の担当者数をお答え下さい。」という設問に対する回答結果をまとめると表8のようになる。「教育学系科目の専任教員数」が異常に多くなっている大学が2校、見方によっては3校あり、設問の趣旨の取り違えがあるものと推察される。

「教職に関する科目」担当者の教員数については、文科省の「教員免許課程認定審査基

準」によって、「当該学科等又は当該大学の入学定員」に応じて「必要専任教員数」が定められている。それによると、800人以下では2人以上、801～1200人では3人以上、1201人以上では4人以上となっている。表8にみられる本学を含めた8大学がいずれもこの基準を満たしていることは言うまでもないが、トータルにみた場合、表11に示すように1学年で1000人を超える教職課程履修者があるB大学でも、専任の教員はわずか5人であり、「教職に関する科目」を担当する専任教員が極めて少ない実情にあることを改めて知ることができる。

実際、筆者は2006年度は、「現代教育論」、「教職入門」、「道徳の指導法」、「教育課程論」、「特別活動論」、「総合演習」という6科目を担当しており(その他「教育実習」を担当している)、しかもそれぞれの科目履修者が約180人という多人数授業を余儀なくされてきた。2007年度は幸いにして非常勤講師1名を採用することができ、担当授業科目を1科目減らすとともに、いくつかの多人数の授業を2クラスに分けるという措置が可能になったが、それにしても、教職課程全体の運営という点からみると、専任教員2名という条件の下では、多人数教育、一人の教員が多くの科目を担当するために起きるいわゆる「金太郎飴」(科目名が異なるだけでどこを切っても同じ内容が出てくる)の授業、教員免許状に定められた最低の授業科目、単位を履修、取得させるだけの自由な選択幅を欠いた窮屈な教育等、およそ、中教審が「今後の教員養成・免許制度の在り方について」と題する答申(2006年8月)の中で謳いあげている高い理念と使命感に立つ教員養成の実現とはかけ離れた教育を余儀なくされてきている。表8にみられる「教職に関する科目」担当者数の実態は本学において筆者や学生が置かれている厳しい状況が本学だけの例外ではないことを示していると言えそうである。

こうした問題状況の解決を図るためには、

それぞれの大学・学部において教職教育の重要性や意義に対する認識を高め、専任教員を増やす努力を行うとともに、先に紹介した文科省の「教員免許課程認定審査基準」に示されている「必要専任教員数」の増加、改善を図ることが急務である。前掲の中教審の答申では、教員養成の質的向上を図るための施策として「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化が提案されている。もしもそれが実現されると、「教職に関する教育」科目の担当者の数を増やすことが不可避であり、現行の基準やそれを前提にした教員配置は根本的に見直されなければならない。

さて、表8の下段は、「学内に教職課程専任教員の組織（教職課程センターなど）はありますか。」という設問に対する回答をまとめたものである。

本学を含めて、7大学で教職課程委員会が設けられている。委員会組織として教職課程の運営に関わるというのが一般的な形態であると思われる。A大学とG大学は「特になし」、

センターなど」と書いたことが、そのような回答を寄せることになった原因になっているのかもしれない。

本学の場合、「教育実習等委員会」という名称が示すように、教育実習の実際的な運営を行うことを中心的な役割とした委員会であるという理解が定着しつつある。しかしながら、教職課程に関する運営は、教育実習という狭い範囲に留まるものではない。それは限られたごく一部の仕事である。他大学における教職課程委員会が如何なる権限と任務をもっているかは定かではないが、教職課程運営の全般にわたる事項について権限と責任を持つとすれば、カリキュラムや人事、企画や予算等の教職課程運営の根幹をなす事項について審議し、決定し、提案し、実施する委員会組織として認知されなければならない。

教員養成は現在、「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化、「教職指導」の充実、教員免許更新制の導入等大きな改革の流れの中にある。それだけに、これらの新しい課題に的確に対応していくことができる力のある組織

表8 教職課程の「教職に関する科目」の担当者数および担当者の組織の有無

|                     | A    | B       | C       | D     | E        | F       | G   | 本学       |
|---------------------|------|---------|---------|-------|----------|---------|-----|----------|
| 教育学系科目              |      |         |         |       |          |         |     |          |
| 専任教員数               | 12   | 1       | 38      | 3     | 42       | 無記入     | 9   | 1        |
| 非常勤講師数              | 1    | 7       | 9       | 2     | 35       |         | 5   | 3        |
| 心理学系科目              |      |         |         |       |          |         |     |          |
| 専任教員数               | 1    | 2       | 1       | 1     | 3        | 無記入     | 4   | 1        |
| 非常勤講師数              | 0    | 4       | 0       | 1     | 8        |         | 1   | 2        |
| 教科教育法関連科目           |      |         |         |       |          |         |     |          |
| 専任教員数               | 1    | 2       | 2       | 1     | 1        | 3       | 1   | (3)      |
| 非常勤講師数              | 0    | 7       | 0       | 2     | 3        | 1       | 無記入 | 0        |
| 合計                  |      |         |         |       |          |         |     |          |
| 専任教員数               | 14   | 5       | 41      | 5     | 46       |         | 14  | 2(5)     |
| 非常勤講師数              | 1    | 18      | 9       | 5     | 46       |         | 6   | 5        |
| 教職課程担当専任教員の組織の有無・名称 | 特になし | 教職教育委員会 | 教職課程委員会 | 教職委員会 | 教育学部教職課程 | 教職課程委員会 | ない  | 教育実習等委員会 |

注1 F大学の「無記入」については、「どの科目を指すのでしょうか。指定していただければ数値をお知らせします」とのコメントが付されている。

注2 本学の教科教育法関連科目の担当者3名は、生涯スポーツ学科学校スポーツコースに所属しており、教職科目を兼任している。

を確立していくことが不可欠である。委員会よりも強い権限を持つ独立したセンター構想を立て、その実現を図るという方向を考えてみたい。

### (3) 教職課程履修のための要件について

表9は「貴学部では、教職課程を履修するための条件がありますか。条件があるばあいは、具体的にご記入下さい。」という設問に対する回答結果をまとめたものである。

A大学とE大学は、「特になし」、「なし」と答えている。しかし、これら2大学の回答者は、「教職課程を履修するための条件」の中に「教育実習を履修するための条件」が含まれるというように理解していないため、このような回答を寄せたものと判断される。設問の作成（表現）に足りない点があったことを反省している。

A大学の場合には、「学生便覧」に教育実習を履修するには「次の履修条件を全て満たすことが必要です」と記載され、中・高校で実習する場合には、「教職と教師」、「教育原理」、「教育心理学」、「保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」が履修済みの科目として挙げられており、他大学とほぼ同様の履修要件が定められている。また、E大学の場合には、「教職課程履修の手引き」に、「教育実習前提条件」として、「教職概論」、「教育心理学」、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「教科に関する科目」のうち16単位以上等の単位を修得済みであること、実習実施年度の卒業見込みであること等の事項が挙げられている。

このように、本学を含めて、8大学の全てが、教育実習を履修するためには一定の要件を満たしていることを求めている。但し、求められる要件・条件の内容については、ある程度の共通性を持ちながらも、細かい点ではそれぞれの大学において異なった規定・ルールが設けられている。

本学を含めた8大学のうち、F大学のケースが目立ってよい。教育実習ではなく、

「2年生における教職課程履修条件」を定めているからである。それによると、表9の備考に示したように、「1年生終了までに卒業所要単位のうち38単位以上修得していなければなりません。教職課程履修有資格者は、一年の3月下旬に掲示します」と書かれている。1年次生の終わりに一定数の単位を修得していない学生に対しては2年次生からの教職課程履修を認めないという方式は、他の大学が教育実習履修要件を示すことによって不十分な準備のままでの教育実習への参加に歯止めをかけようとしていることとは対照的であり、教職課程履修に関する仕組のあり方を検討していく上で参考になると思われる。

### (4) 教育実習の訪問指導の方針と担当者について

表10の上段は「貴学部では、教育実習校の訪問指導はどのような方針で行っていますか。」という設問に対する回答結果をまとめたものである。それによると、本学を含めた8大学のうち、B、C、D、Fの4大学が、「全ての実習校を訪問する」と答えている。これらの4大学は、表11に見られるように、2006年度の教員免許状取得者数が、それぞれ1072人、370人、274人、412人である。1校に数人の学生が実習生として所属することはあるとしても、やはり、これだけの教育実習生が所属する実習校の全てを教員が手分けをして訪問指導のために回るということは学部の運営にとっても、教員にとっても大変なことである。教育実習が持つ重みと意義を改めて知ることができるデータである。

教育実習校は本来、大学と実習校との一体的な連携、協力があってはじめてその成果を期待することができるものである。緊密な連携が求められている。そうした意味で、大学教員が全ての実習校を指導訪問するという方向での取り組みが進められることを期待したい。上記の4大学では、全ての実習校を訪問することができる条件や仕組みをどのように



表9 教職課程を履修するための要件の有無と内容

|    | 要件の有無     | 備考  |
|----|-----------|---|
| A  | 特になし      |   |
| B  | 無回答       | <p>B大学の場合：アンケートには無回答であるが、同封の履修の手引には、「教育実習の履修要件について」と題して、以下のように記述されている。</p> <p>1. 教育実習を履修することができる者は、以下に掲げるすべての要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 卒業後に教員となることを強く希望する者であること。</p> <p>(2) 教育実習を開講する学年に在学していること。</p> <p>(3) 教育実習を履修する前年度終了時において、所定の様式により、「教育職員免許状取得希望届」を提出していること。</p> <p>(4) 中一種免許状取得希望者は、原則として、介護等体験の申し込みをしていること。</p> <p>(5) 教育実習のオリエンテーション及び説明会に出席し、所定の手続きを完了していること。</p> <p>(6) 教育実習を履修する前年度終了時において、次の条件を満たしていること。</p> <p>① 3年次までに開講されている教育職員免許状取得に必要な「教職に関する科目」をすべて修得していること。</p> <p>② 合わせて総修得単位数が100単位以上であること。</p>   |
| C  | あり        | <p>C大学の場合：以下に、回答のままを掲載する。</p> <p>3年次終了までに、・専門基礎科目（39単位）から講義科目27単位の内20単位以上、実技科目12単位の内8単位以上修得すること、・教職に関する専門科目22単位（道徳教育の研究を除く）から、保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱを含めて16単位以上を修得すること。</p>   |
| D  | あり        | <p>D大学の場合：アンケートには、「別紙P8参照」と回答されている。「別紙」とは「平成19年度入学生適用 教員養成（保健体育教員・特別支援学校教員）について」と題する履修の手引である。以下に、その箇所を紹介する。</p> <p>平成19年度入学生適用 2年次終了時までに履修すべき科目・単位数</p> <p>不十分な準備のまま保健体育科の教育実習へ臨むことをふせぐため、以下の二つの原則があります。十分に考慮に入れ、授業履修計画を立てて下さい。</p> <p>原則1 2年次終了時までに以下の「教職に関する科目」5科目を履修・単位取得しなければならない。教職概論、教育原理、教育心理学または発達心理学、保健体育科教育法ⅠまたはⅡ、体育科教育法ⅠまたはⅡ</p> <p>原則2 2年次終了時までに履修する事ができる「教職に関する科目」（16単位分）、「教職に関する科目」（23単位分）、「その他の科目」（6単位分）の計45単位のうち、スポーツ科・学科・健康学科の学生は27単位以上、マネジメント学科の学生は18単位以上を履修・単位取得していなければならない。</p> <p>* 2年次終了時に、上記の原則が達成できなかった者は、通常3年次9月に実施する保健体育科の教育実習が実施できません。</p> |
| E  | なし        |   |
| F  | あり        | <p>F大学の場合：次のとおり記載されている。</p> <p>教職課程履修条件</p> <p>① 2年生における教職課程履修条件</p> <p>1年生終了までに卒業所要単位のうち38単位以上修得していなければなりません。教職課程履修有資格者は、一年生の3月下旬に掲示します。</p> <p>② 3年生または4年生からの教職課程履修要件</p> <p>前年度末までに卒業所単位のうち74単位以上修得していなければなりません。さらに、3・4年からの履修では、各種手続きの遅れや教育実習の履修条件不足により、卒業までにすべての単位を修得することはできません。</p>  |
| G  | 条件は設けていない |   |
| 本学 | あり        | <p>本学の場合：教育実習は4年次前期に実施される。教育実習履修要件として、3年次前期までに次の7科目の単位を修得済みであることが定められている。「法と生活（日本国憲法を含む）」、「保健体育科教育法Ⅰ」、「教職入門」、「教育心理学」、「生徒・進路指導論」、「道徳の指導法」、「教育課程論」。これらの科目は通称「ゲート科目」の名で呼ばれている。</p>   |



して整えているのか、検討に値する問題なのではなからうか。

本学の場合、2006年度の教育実習参加者は178人、2007年度は175人である。ゼミナールの指導教員が指導学生が配属されている中、高校を回るという方法で実習校のほぼ90%を訪問している。当該実習生の研究授業の日時に合わせて訪問した教員も多い。前期の授業期間中のことであり、厳しい条件の中での訪問指導を余儀なくされることになるが、実習生に意欲をもたせ、実習校に大学の誠意と感謝の気持ちを伝え、教員自身が学校の教育現場に触れる機会を持つことなど、その効果は実に大きいものがある。今後、入学定員の増加に伴って実習生の数が増えるなど難しい条件の中で実習校の訪問指導の充実を図っていくことが求められている。

さて、表10の下段は、「教育実習の訪問指

導は誰が担当していますか」という設問に対する回答結果をまとめたものである。それによると、教職課程専任教員と専任以外の教員の両者、つまり教員全体で分担しているというようにみることができる。このことから、教育実習と訪問指導とが学部の教育と運営の中で大きな意味をもつ教育活動あるいは行事になっていることを改めて知ることができる。

(5) 2006年度卒業生の教員免許状取得状況および教職への就職状況について

表11は、2006年度における卒業生の教員免許状の取得状況と教職関係への就職状況を示したものである。それによると、次に挙げるようないくつかの興味深い事実を指摘することができる。

第一は、E大学を除く7大学において、卒

表10 教育実習校の訪問指導の方針と担当者

|   | A          | B                           | C      | D      | E | F      | G   | 本学                                |
|---|------------|-----------------------------|--------|--------|---|--------|---|-----------------------------------|
| 貴学部では、教育実習校の訪問指導はどのような方針で行っていますか。<br>1 すべての実習校を訪問<br>2 一部の実習校を訪問→どのように限定していますか。(複数回答可)<br>a 地域で限定<br>b 要請された学校のみ<br>c その他 ( ) | a          | ①                           | ①      | ①      | ② | ①      | ②<br>・教育実習協力校<br>・実習生が2人以上の県内校<br>・3人以上の県外校 | ②<br>近隣地域と要請された学校はすべて。できるだけ多くの学校。 |
| 教育実習校の訪問指導は誰が担当していますか。(複数回答可)<br>1 教職課程専任教員<br>2 教職課程専任以外の教員<br>3 職員<br>4 その他 ( )   | 専任教員<br>全員 | ①<br>②<br>特別講師として本学出身の教員経験者 | ①<br>② | ①<br>② | ② | ①<br>② | ①<br>②                                      | ①<br>②<br>専任教員<br>全員              |

表11 2006年度卒業生の教員免許状取得者数および教職就職者数

|            | A    | B    | C    | D    | E    | F    | G    | 本学   |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 卒業生の人数     | 408  | 1260 | 407  | 294  | 395  | 553  | 282  | 254  |
| 教員免許状の取得者数 |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 中学校(保健体育)  |      | 1047 | 353  |      |      |      |      | 160  |
| 高等学校(保健体育) |      | 1072 | 370  |      |      |      |      | 177  |
| 中のみ・高のみ・両方 | 366  |      |      | 274  | 99   | 412  | 202  |      |
| 取得者/卒業生(%) | 89.7 | 85.0 | 90.9 | 93.2 | 25.1 | 74.5 | 71.6 | 69.7 |
| 公立学校への就職者  |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 常勤         | 3    | 12   | 17   | 30   | 1    | 11   | 3    | 5    |
| 非常勤        | 42   | 133  | 46   | 25   | 3    |      | 12   | 42   |
| 私立学校への就職者  |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 常勤         | 5    | 17   | 4    | 6    | 0    | 2    | 1    | 0    |
| 非常勤        | 14   | 71   | 4    | 2    | 3    |      | 3    | 0    |

注 取得者/卒業生の算出に当たっては、取得者数について、中学校または高等学校の別で示されている数値のうち、多い方の数値を取り上げた。

業生の中で教員免許状取得者の占める割合がきわめて高いということである。D大学の93.2%に続いてC大学90.9%、A大学89.7%、B大学85.0%という順位になっている。本学は69.7%である。体育系学部における教員免許取得志向の高さを示す数値である。

それだけに、E大学の25.1%という低さが目に付く。ここにはE大学の個別的な事情、特色が反映されていると思われるが、その内実や背景については稿を改めなければならない。新しいスポーツ系大学・学部の誕生がスポーツ系大学に伝統的な教員志向の流れを大きく変えることになることを暗示しているように思われ、興味深い。

第二は、多くの学生が教員免許状を取得して卒業しているにもかかわらず、教職についている者が余りにも少ないという事実である。本学の場合を例とすると、177人の免許状取得者のうち教員として採用された者はわずかに5人、非常勤講師が42人という実態にある。比較的好成績をあげているD大学、C大学、B大学でも、常勤の教員として採用されている者が免許状取得者に占める割合は、それぞれ13.1%、5.7%、2.7%である。この数字が他の教科や学部の場合と比較して高いのか低いのかということについては不案内であるが、大学での保健体育科の教員養成と出口としての教職への就職との落差の大きさに驚

くわけである。こうした実態を体育系学部における保健体育科教員養成のこれからのあり方と関わってどのように解釈し、意味づければよいのであろうか。検討されるべき問題として提起しておきたい。

#### 4 本学における教職課程の課題と展望

前項までに、本学における教職課程の教育と運営の実態を学生による授業評価の結果や総合演習に対する取り組みの実態等を示すデータ、資料等に基づいて分析し、問題点の所在を明らかにしてきた。また、7つの体育系・スポーツ科学系大学・学部から得られた資料に基づいて、教職課程担当教員数、教職課程・教育実習履修要件、教育実習校訪問指導の方針と担当者、教員免許状取得と教職就職者の状況等について体育系・スポーツ科学系大学・学部に通ずる傾向を明らかにし、それとの比較で本学の実態を相対化することを試みてきた。

しかし、前項でも断ったように、アンケート調査については回答数も少なく、設問の趣旨も徹底せず、問題を残す形での考察に終わった。せっかく7大学から提供していただいた履修の手引きや講義要項の類を効果的に活用する余裕がなかった。より本格的なアンケート調査研究や事例研究のためのパイロットスタディと受け止めていただければ幸いであ

る。

さて、以下では、この研究のまとめとして、本学における教職課程の今後の課題と将来的な展望について、特に重要と思われる3つの事項を取り上げ、簡潔な考察を試みる。考察に当たっては、一方で前項までに明らかにされた本学の教職課程の実態を念頭に置きながら、もう一方では、我が国におけるこれからの教員養成のあり方を具体的に示した中教審の「今後の教員養成・免許制度の在り方について」と題する答申（2006年7月）を念頭において、いわば両者の間に橋をかけるというイメージでの論述を進める。

第一は、本学における教員養成の特色について明確なイメージをつくり、その実現に向けての共通理解を得るということである。

本学における教員養成が大学における教員養成一般に求められる使命や要件を満たさなければならないことは言うまでもないことである。さらに、他でもない中・高校の保健体育の教員養成に共通に求められる特色や内容について他の体育系あるいはスポーツ科学系大学と多くの点で共有し合わなければならない。全国的な教員養成や保健体育科教員の養成の動向に歩調を合わせていくことが大切である。

それとともに、本学における教員養成の特色について鮮明なイメージを描き、それを達成するための実践的な取り組みを力強く推進することが大切である。

筆者のみるところ、本学の学生の特徴を活かした教員養成を具体的に展開するための考え方の基本は、学生のスポーツ活動に対する能力や意欲を生徒を指導するという教師としての働きに結び付けていくことにある。スポーツ活動における卓越した競技力と生徒に対する指導力をうまく結びつけることができる教育のシステムを開発することが大切である。

教職課程のカリキュラムのあり方という点からみれば、教科に関する専門科目と教職に

関する専門科目との相互関連や融合を図るための取り組みが求められることになる。競技性において高い水準を誇り、教育理論と実践において優れた資源を有する本学の特色が効果的に活かされることができ大学カリキュラムの編成と授業の展開が求められることになる。

第二は、教職課程を履修する学生の意欲や知識を高め、教師のいわば卵としての成長を確実に図ることができる指導の体制を確立するということである。

第1期生の中からは、常勤・非常勤を含めて47人の卒業生が現在、学校現場で教員として活躍している。彼らや彼女たちに対する評判はすこぶる良好である。高い評価を受けている。高い能力や資質を身につけた教員を養成することができたポイントは、学生の人間の成長を促し、専門職としての教師に期待される資質や能力を確実に身に付けさせてきた本学の教育ということに求められる。

意欲があり、柔軟な適応性に富む本学学生の成長を確実にすることができる教育のシステムと実践を開発し、力強く進めることが必要である。例えばこれまで進めてきた総合演習におけるグループ学習「近江学研究」のより一層の充実を図るとともに、これから導入されようとしている「教職実践演習（仮称）」や「教職指導」のあり方について、学生の成長を確実に保障するという観点からの実践的な開発研究を進めていくことが大切である。「教職に関する科目」を担当する教員にはそうした取り組みにおいて中心的な役割を果たすことが期待されている。また、生涯スポーツ学科学校スポーツコースの専門的な研究と教育には、こうした新しい動向に適切に対応した取り組みを実践的に進めていく上で重要な役割を果たすことが期待される。

第三は、現在の教育実習等委員会を改組して、教職課程全般にわたる運営について権限と責任を持つ全学的な委員会を編成することである。それは近い将来における「教職教育

センター」の構想につながるものである。

前掲の中教審答申は、それぞれの大学に「教員養成カリキュラム委員会」を設置し、その機能の充実・強化を図るべきことを次のように指摘している。ここで取り上げられている「教員養成カリキュラム委員会」に相当するのが前述の「教職教育センター」である。

「教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、課程認定大学においては、平成9年の教養審第一次答申で提言された教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化を図ることが必要である。教員養成カリキュラム委員会については、今後は、教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教職実践演習（仮称）の実施と評価、教職指導の企画・立案・実施、教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力など、大学全体として教職課程を責任を持って運営していく上での中心的な役割を担う機関として、その機能の充実・強化を図ることが必要である。」

こうした中教審答申の趣旨を踏まえると、本学においても、全学的な視野に立って、教職課程の教育と運営に権限と責任を持つ「教職教育センター」あるいは「教員養成カリキュラム委員会」を新設し、その機能の充実と強化を図ることが必要である。本学の現状にかんがみて、教職課程運営のための組織作りに取り組むことの必要性はいくら強調してもしすぎることはないのである。

最後に、本研究を進める上で多大の協力をいただいた体育大学協議会加盟の大学・学部の関係者に対して厚くお礼を申し上げる次第である。

## 注

- 1) 2007年度からの新カリキュラムでは、学校スポーツコースの専門科目は一新され、「教職に関する科目」との重複は解消された。
- 2) 2007年度からは必修2科目、選択1科目を非常勤講師が担当している。
- 3) 同学園内の大阪成蹊短期大学と協定を結び、本学の学校スポーツコースから選抜された学生10名までが、小学校教諭二種免許状の取得に必要な科目を履修することができるようになってきている。

## 引用文献

- 中央教育審議会（2006）今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申），文部科学省，[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/06071910.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/06071910.htm).
- 岩田康之（2007）教員養成改革の動向と背景—中教審の審議状況から見えるもの—，教師教育研究，20：pp.1-10.
- 宮本友弘・山口満（2006）びわこ成蹊スポーツ大学における授業評価アンケート結果の報告—2005年度後期・2006年度前期の場合—，びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要，4：pp.153-162.
- 大前哲彦（2006）教育実習に関する会員校アンケート結果の報告，阪神教協レポート，29：pp.46-67.

## 付記

本稿の執筆分担は、宮本友弘が「1 はじめに」「2 本学教職課程の現状」を担当し、山口満が「3 他大学との比較でみた本学教職課程の特色」「4 本学における教職課程の課題と展望」を担当した。

## 資料 「近江学研究」の研究テーマ一覧

| 創刊号 (2006年 3月) |  |
|----------------|--|
| 1              | 中江藤樹の教えについて                                  |
| 2              | 中江藤樹の人物像と思想について                              |
| 3              | 中江藤樹～藤樹書院における村民教育～                           |
| 4              | 道徳教育における小野～和邇近辺の近江地方について～                    |
| 5              | 織田信長と近江の歴史                                   |
| 6              | 滋賀県出身の著名人                                    |
| 7              | 近江の文化はどのように発展してきたか～城に着眼して～                   |
| 8              | 石山寺の歴史と紫式部                                   |
| 9              | 近江八景の今と昔                                     |
| 10             | 白谷分校民族資料館から紐解いた教育の基盤                         |
| 11             | 野外教育と近江舞子～ボーイスカウトキャンプの歴史～                    |
| 12             | 現代社会と環境問題                                    |
| 13             | 信楽焼について                                      |
| 14             | 近江の有名な人とその関わり                                |
| 15             | 近江のアーティスト                                    |
| 16             | 近江商人と現代マーケティングの比較                            |
| 17             | 滋賀県の歴史から近江商人のルーツを知る～時代を超えた商人道の真髓～            |
| 18             | 滋賀の方言から見る歴史                                  |
| 19             | 近江東海道の宿場について～石部宿の発展～                         |
| 20             | 湖西の地名の由来とその歴史                                |
| 21             | 湖西道路に関する交通の影響について                            |
| 22             | 医療が人口動態に与える影響の変化について                         |
| 23             | 先人の歴史の足跡を辿る～湖上交通の町、堅田                        |
| 24             | 近江の人々の暮らしと住居                                 |
| 25             | 琵琶湖の誕生から現代にいたるまでの経緯                          |
| 26             | 琵琶湖の水環境について                                  |
| 27             | 比良山系の自然(天候・動植物)について調べる                       |
| 28             | 比良山系のうつしだす表情                                 |
| 29             | 変わりゆく近江～農業・漁業・スポーツ産業の観点から～                   |
| 30             | 近江の自然環境で育つ馬の調教                               |
| 31             | 甲賀忍者の実態を知り、現代教育に役立てる                         |
| 32             | 忍者の実態～忍者の生活から「忍者」がどのような人間であるかを調べ、競技力向上に役立てる～ |
| 33             | びわ湖フローティングスクール～学習船「うみのこ」から得られる学習成果～          |
| 34             | 近江牛～牛肉が人々の生活に与えた影響～                          |
| 35             | 近江の食文化～近江牛を追い～                               |
| 36             | 滋賀県で行われている米作り                                |
| 37             | 職人が作る鮎寿司と家庭で作る鮎寿司の違い                         |
| 38             | 赤こんにやくから読み取る近江の歴史                            |
| 39             | 時代と環境の変化が近江の伝統料理に及ぼす影響                       |
| 40             | 近江の地酒  |
| 41             | スポーツが人々に与えた「希望」～びわ湖毎日マラソン～                   |
| 42             | 外来魚(ブラックバス・ブルーギル)を利用した新しい産業                  |
| 43             | ブラックバスが在来魚に与える影響～今後の課題～                      |
| 44             | 外来魚が琵琶湖に及ぼす影響                                |
| 45             | 滋賀県における外来生物～私たちの生活や自然界の生態系に悪影響を及ぼす外来生物～      |
| 46             | 外来魚対策と外来魚のその後について                            |
| 47             | 琵琶湖の外来魚増加に伴う水産業界の変化                          |
| 第2号 (2007年 3月) |  |
| 1              | 琵琶湖大橋が及ぼす影響                                  |
| 2              | 滋賀県の自然を生かした産業がもたらす滋賀県の未来                     |
| 3              | 滋賀県における収益金から財政をみる                            |
| 4              | J R A 栗東トレーニングセンターと近江のかかわり                   |
| 5              | 近江【琵琶湖】の生物生態琵琶湖の現状とこれからの課題                   |
| 6              | 琵琶湖南湖の水質とセタシジミの関係                            |
| 7              | 湖西のブラックバス釣り～自然環境との関わり～                       |
| 8              | 近江の野菜  |



|                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| 9                | 大自然に育つ近江しゃものパワーをリサーチ                |
| 10               | 環境こだわり米と近江米の違いについて                  |
| 11               | 近江牛と近江商人の関わり                        |
| 12               | 琵琶湖誕生の歴史                            |
| 13               | 史跡 西野水道                             |
| 14               | 近江商人のルーツと商法～近江商人が現代に与えた影響について～      |
| 15               | 楊梅の滝と滋賀県内のその他の滝に関する歴史的背景の調査         |
| 16               | 輸送船丸子船が湖上運搬に与えた影響について               |
| 17               | ガチャコン電車                             |
| 18               | ヴォーリズの生涯と伝えたかったこと                   |
| 19               | 近江の祭りについて ～健康第一のウォーキング～             |
| 20               | 安土町の歴史と今～歴史と町づくりの関係～                |
| 21               | 天智天皇によって設置された日本最古の時計～近江神宮時計博物館～     |
| 22               | 湖北、長浜の歴史と現状                         |
| 23               | 近江の昔話と歴史を振り返る                       |
| 24               | 近江の昔話について（湖南地域）                     |
| 25               | 余呉湖の羽衣伝説の特徴～歴史的背景 3 大伝説からの考察～       |
| 26               | 伊賀忍者と甲賀忍者の違い～発祥から～                  |
| 27               | 甲賀忍者の動きとスポーツの動きとの関連性について            |
| 28               | 甲賀忍者の歴史人柄生活                         |
| 29               | 近江の駅弁の由来と歴史について                     |
| 30               | 近江駅弁の過去と未来と歴史                       |
| 31               | 中江藤樹について                            |
| 32               | 大津市小野出身、小野一族の歴史的建造物とその人物像           |
| 33               | 「一豊と千代」                             |
| 34               | 近江の特産物と呼ばれる食べ物の特徴や共通点、歴史的背景について     |
| 35               | 近江の食生活の変化 ～鮎寿司について～                 |
| 36               | 滋賀県キッズサッカーの普及の現状                    |
| 37               | 滋賀県の電車問題について                        |
| 38               | 栗東新幹線新駅が住民にとって必要なものかを考える            |
| 39               | 琵琶湖ルールの現状と課題                        |
| 40               | 琵琶湖の水質と外来魚のつながり                     |
| 41               | 初期大和政権と雪野山古墳                        |
| 42               | 酒井雄哉から学ぶ死について                       |
| 第 3 号（2008年 3 月） |                                     |
| 1                | ビワコオオナマズの生態と琵琶湖の関係                  |
| 2                | ブラックバス釣りと琵琶湖の自然環境                   |
| 3                | 滋賀県の環境ビジネスの現状                       |
| 4                | 新しい近江の産業                            |
| 5                | 高島市今津町と家族旅行村・ピラデスト今津について            |
| 6                | 高島市のレクリエーション施設の発展とガリバー青少年旅行村の関係について |
| 7                | ミシガン・ピアンカの歴史、誕生と今後の展望について           |
| 8                | 近江が生んだ和菓子（でっち羊羹）について                |
| 9                | たねやの歩みとこれからの発展                      |
| 10               | ハトのマークの平和堂                          |
| 11               | 滋賀県の温泉について                          |
| 12               | 『なぜ比良駅にコンビニがないのか』                   |
| 13               | 雄琴の町おこしに至る背景                        |
| 14               | 比叡山延暦寺が歩んだ歴史                        |
| 15               | 近江最古の社～白鬚神社～                        |
| 16               | 人の戦国武将における大津の城の歴史的役割と背景             |
| 17               | 滋賀県で作られているお菓子を探そう！！～パイン株式会社滋賀工場～    |
| 18               | 左義長祭について                            |
| 19               | びわ湖タワー物語～開園から閉園、そして現在～              |
| 20               | 百間堤～自然災害と戦った人々～                     |
| 21               | 鉄砲鍛冶生産の地 国友について                     |
| 22               | 神の棲む島～信仰と神話に彩られた聖なる島・竹生島～           |
| 23               | 琵琶湖最大の島、沖島の歴史と現在の生活                 |
| 24               | ぐるっとびわ湖サイクルラインの建設・設置意図と現状について       |

- |    |   |
|----|---|
| 25 | J R 湖西線の歴史                                |
| 26 | 湖国初プロスポーツチーム「滋賀レイクスターズ」誕生の背景              |
| 27 | 栗東市の人口増加の推移とその理由                          |
| 28 | 長浜市の生活環境についての調査～全国でも住みよさランキング上位の長浜市に注目して～ |
| 29 | 滋賀県の伝統的社寺建造物における屋根構造（檜皮葺（ひわだぶき））について      |
| 30 | 松尾芭蕉～近江の地を最も愛した人物～                        |
| 31 | 滋賀県新駅設置問題                                 |
| 32 | 馬インフルエンザが J R A 栗東トレーニングセンターに及ぼした影響と対策    |
| 33 | 彦根城の歴史と文化                                 |
| 34 | 湖東と湖西の夢の架け橋～琵琶湖大橋の正体～                     |